

## 重要事項説明書(訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1 事業者概要

事業者名称	一般財団法人 高山市福祉サービス公社
主たる事業所の所在地	高山市森下町1丁目208番地
法人種別	一般財団法人
代表者名	理事長 西 倉 良 介
電話番号	0577-36-2940 FAX 0577-36-2947

### 2 ご利用事業所

事業所の名称	高山市福祉サービス公社指定訪問介護事業所
指定番号	岐阜県2172700359号
所在地	高山市森下町1丁目208番地
電話番号	0577-36-2380 FAX 0577-36-2947

#### サテライト事業所

事業所の名称	高山市福祉サービス公社国府訪問介護事業所
指定番号	岐阜県2172700359号
所在地	高山市国府町木曾垣内650番地
電話番号	0577-72-3853 FAX 0577-72-3671

### 3 事業の目的と運営

事業の目的	要介護状態又は要支援状態等にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護を提供すること。
運営の方針	要介護者又は要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。また、事業の実施に当たり、関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### 4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管理者	看護師	1		
サービス提供責任者	介護福祉士	13		
	看護師			
訪問介護員等	介護福祉士	1	30	
	(准)看護師		1	
	介護職員初任者研修、ヘルパー1級・2級		10	
事務員		1		

5 営業時間・営業日

8時30分～17時15分(標記以外の時間についても対応します)

365日営業

6 サービスの実施地域

高山市内全域

7 利用料

別紙サービス内容説明書のとおり

8 苦情申立先及び虐待防止に関する相談窓口

一般財団法人 高山市福祉サービス公社	ご利用時間 8時30分～17時15分(月～金) ご利用方法 電話 0577-36-2940 FAX 0577-36-2947 担当者 北川 隆志(総務課長) 責任者 嶋田 恵市(事務局長) 第三者委員 牧上 一成・高原 恵理 その他 苦情については、上記の担当者、責任者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が「苦情処理簿」を作成し、担当者、責任者に引継ぎます。また苦情解決の助言や立会いを行う第三者委員を選任しております。
高山市福祉部高年介護課・福祉課	ご利用時間 8時30分～17時15分(月～金) ご利用方法 電話 0577-32-3333 FAX 0577-35-3165 所在地 高山市花岡町2丁目18 高山市役所内
岐阜県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 9時～17時(月～金) ご利用方法 電話 058-275-9825 FAX 058-275-7635 所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内

## 9 緊急時及び事故発生時の対応

事業所の連絡先	山王ヘルパーステーション	8時30分～17時15分(終日)
		電話 0577-36-2380
	国府ヘルパーステーション	8時30分～17時15分(土日祝 12/29 ～1/3 除く)
		電話 0577-72-3853

上記以外の時間の対応については、対象の方に別途お知らせします。

利用者の主治医	氏名 所属医療機関の名称 所在地 電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称 電話番号 医療機関の名称 電話番号	高山赤十字病院 0577-32-1111 厚生連 久美愛病院 0577-32-1115
緊急連絡先	氏名 住所 昼間の連絡先 夜間の連絡先	

サービスの提供中に事故等が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族等への連絡及び市町村等に連絡を行います。また、サービスを提供中に、天災その他災害が発生した場合、利用者の避難や協力機関等との連携等、適切な措置を行います。なお、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

※利用者宅の物品等で、経年劣化や消耗による破損や故障については、賠償しかねますのでご了承ください。

## 10 秘密保持と個人情報の保護

事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務はサービス提供が終了した後においても継続します。

また、サービスを円滑に提供するため、他の関係する事業者等との情報共有が必要な場合があります。事業所は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者又はその家族の個人情報を他の関係する事業者等へ提供しません。

## 11 非常災害時の対応

別途に定める、業務継続計画書により対応すると共に、定期的に避難訓練を行います。

## 12 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し研修の実施を行います。

## 13 身体拘束の原則禁止

事業所は、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

#### 14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延の防止のための必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修の実施を行います。

#### 15 ハラスメント防止のための措置

職場において行われるハラスメントを防止するため、従業者の相談に応じ、適切に対応するための体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の実施を行います。

#### 16 利用者の記録及び情報の管理

従業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

#### 17 介護サービス情報の公表

一般財団法人高山市福祉サービス公社の実施する介護保険サービス事業については、提供するサービスの内容及び運営状況に関する情報をインターネットで公表しておりますが、お申し出があれば閲覧及び謄写することが出来ます。

## サービス内容説明書 (訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業)

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

### 1 提供するサービス

訪問介護サービス等を、別紙訪問介護個別援助計画表に従って提供します。

①このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

②サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

③サービスの提供に用いる設備、器具等については・安全・衛生に常に注意します。

④サービス提供の開始時間について

サービス提供の開始時間は、訪問介護個別援助計画に添って行いますが、やむを得ず計画書どおりの時間に訪問出来ない場合は、前もって相談させていただくか、電話にて了解を得ますのでご理解下さい。

※交通事情・降雪等の悪天候・台風等の災害時には特にご理解下さい。

### 2 担当の職員 担当職員の責任者は 架場裕子 です。

①当社は、チーム運営方式を導入しているため、複数の訪問介護員が担当させていただきます。なお、土曜日、日曜日に関しては、担当チーム以外の訪問介護員が訪問させていただく場合がありますのでご了承下さい。

②職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。

### 3 担当職員の変更

当社は、チーム運営方式を導入しているため定期的に担当職員を変更する場合がありますのでご了承下さい。

### 4 利用料

訪問介護サービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。介護保険負担割合証により、料金表の金額の1割から3割をお支払いいただきます。ただし実費負担分については全額負担いただきます。

#### 【介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業】

区分	要支援1	要支援2	摘要
介護予防訪問介護費 (Ⅰ)	1 1 7 6 単位		週1回程度の利用
介護予防訪問介護費 (Ⅱ)	2 3 4 9 単位		週2回程度の利用
介護予防訪問介護費 (Ⅲ)		3 7 2 7 単位	週2回以上の利用

#### 【訪問介護】

##### ※身体介護

20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1時間30分以上30分毎に
1 9 6 単位	2 9 3 単位	4 6 4 単位	6 8 0 単位	+ 9 8 . 5 単位

##### ※身体介護にひき続き生活援助を行う場合

身体介護上記 料金に引き続き	生活援助加算料金・20分以上45分未満	+ 7 8 単位
	生活援助加算料金・45分以上70分未満	+ 1 5 6 単位
	生活援助加算料金・70分以上	+ 2 3 4 単位

※生活援助

生活援助	20分以上45分未満	215単位
	45分以上	264単位

- ・ 夜間早朝(6時～8時と18時～22時)の場合上記料金の25%加算となります。
- ・ 深夜(22時から6時)の場合上記料金の50%加算となります。
- ・ 2人対応の場合上記単位の2倍となります。
- ・ 初回加算 □200単位/月  
新規(過去2ヶ月ご利用がない場合も含みます。)に訪問介護計画を作成したご利用に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又はその他の訪問介護員が訪問介護を行なう際に同行訪問した場合に加算させていただきます。
- ・ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  
所定単位数の22.4%を加算させていただきます。
- ・ 特定事業所加算(Ⅰ)  
上記単位数に含まれています。
- ・ 特定事業所加算(Ⅴ)  
サービスを受けた月の所定単位数の3%を加算させていただきます。
- ・ 緊急時訪問加算 □100単位/回  
ご利用者やそのご家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)の要請を受けてから24時間以内にサービス提供を行なった場合に加算させていただきます。
- ・ 看取り期の訪問対応につて  
看取り期での訪問について、通常は訪問から訪問の間を「2時間空ける」ルールがあり、看取り期に入ると空き時間が、2時間未満でサービス提供されることも想定されるため、そのような場合は担当ヘルパーまたはケアマネジャーまでご相談ください。

通常の事業実施区域を越えて行う事業に要した交通費は、公共交通機関等を利用した場合や、その実費を利用者の負担とし、事業者の自動車を使用した場合は、次の額を徴収させていただきます。

- (1) 事業所の実施地域を越える地点から片道10km未満 250円
- (2) 事業所の実施地域を越える地点から片道10km以上 500円

- ① 訪問介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合分をお支払いいただきます。ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払いの方法(いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村からの介護保険負担割合証に記載された負担割合分を差し引いた額の払い戻しを受ける方法)をご希望の場合は、お申し出ください。
- ② 提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきますが、金額については別に定めた額とします。
- ③ 当事業者は、あなたに対し、毎月中旬までに、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- ④ 当月の利用料は、翌月末日までに口座振込の方法でお支払いください。  
(他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出ください。)

5 キャンセル料

訪問介護サービスをキャンセルした場合には、以下の通りのキャンセル料をいただく場合があります。(キャンセル料のご請求は利用料と一緒にさせていただきます。)

- ・前日の17時までのキャンセル:無料
- ・前日の17時以降または当日のキャンセル:1,000円

## 6 保険給付の請求のための証明書の交付

サービスの提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

## 7 その他

### ① ホームヘルパーは次の行為は行えません。

- ・医療行為を行うことができません。
- ・年金等の管理や金銭の貸借などの行為を行なうことができません。
- ・利用者のための家事・介護を行う業務なので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などをする場合には、介護保険の適用はできません。

### ② サービスを利用するにあたってのお願い

- ・お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ・訪問の際はペットをゲージに入れる、リードで繋ぐなどの配慮をお願いします。  
また、夏場の蜂の巣の除去のご協力をお願いします。
- ・訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- ・見守りカメラの設置により職員の撮影を行う場合は、個人情報保護法に準じて事前に事業所及び職員本人の同意を受けてください。
- ・ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

### ③ サービスを利用するにあたっての禁止事項について

- ・事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。